

鳥取県公安委員会告示 第 92 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和8年9月17日

鳥取県公安委員会委員長 笠田 直樹



聴聞の期日及び場所

令和8年10月22日 午前10時00分から

鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地1

鳥取県警察本部運転免許課